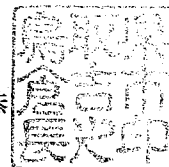


倉吉市公告第 19 号

公募型プロポーザルの方法により倉吉市地域活動支援センター運営補助金の補助対象事業者を選定するため、別添のとおりその要領を公告する。

令和 7 年 6 月 23 日

倉吉市長 広田 一恭



**倉吉市地域活動支援センター運営事業
補助対象事業者公募型プロポーザル実施要領**

令和 7 年 6 月 23 日

1. 趣旨

当市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。2. において「障害者総合支援法」という。）第 77 条第 1 項第 9 号の規定に基づき、ひきこもり状態の人や障がいのある人等が、地域において自立した生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図り、日常生活又は社会生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うこと及び利用者の福祉の向上を図るために必要な業務を行う地域活動支援センターを運営する事業者に補助を行う。

この要領は、倉吉市地域活動支援センター運営事業補助対象事業者を、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）方式により選定するにあたり必要な事項を定めるものである。

2. 補助事業の概要

(1) 事業名

倉吉市地域活動支援センター運営事業

(2) 内容

別紙 1 「倉吉市地域活動支援センター運営事業実施基準」（以下「補助基準」という。）のとおり。

(3) 補助対象期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

ただし、地域活動支援センターの運営にあたり、障害者総合支援法及び関係法令等に定められた事項を遵守しない場合等は、期間の満了を待たずして、認定を取り消す場合がある。

(4) 補助対象数

1 事業者

(5) 補助金等の額

補助金の額は、各年度予算の範囲内とする。

3. 応募要件

(1) 参加資格条件

本プロポーザルに参加できる事業者は、次の条件を全て満たすものとする。

- ① 参加申込時において、法人格を有すること。

- ② 地域活動支援センターを実施する事業所を有すること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ④ 倉吉市の競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑦ 事業者及びその代表者、役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（「以下暴力団という。」）及び同 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(2) 参加資格の欠格

次のいずれかに該当するときは、失格するものとする。

- ① 参加資格条件を欠くもの。
- ② 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ③ 次に掲げる行為があった場合。
 - ・ 提出書類に虚偽又は不正がある。
 - ・ 審査結果に影響を与えるような不正な行為があったもの。

4. 実施スケジュール

	事 項	期 日
1	実施要領公表	令和 7 年 6 月 23 日（月）
2	参加申込受付	令和 7 年 6 月 23 日（月）から令和 7 年 6 月 27 日（金） 午後 5 時
3	質問受付	令和 7 年 6 月 23 日（月）から令和 7 年 6 月 27 日（金） 午後 5 時
4	最終質問回答	令和 7 年 7 月 4 日（金）
5	参加資格確認結果 及び事業計画書等 提出依頼	令和 7 年 7 月 4 日（金）
6	事業計画書受付	令和 7 年 7 月 7 日（月）から令和 7 年 7 月 23 日（水） 午後 5 時
7	辞退届の提出	令和 7 年 7 月 7 日（月）から令和 7 年 7 月 23 日（水） 午後 5 時
8	審査会	令和 7 年 7 月 下旬予定
9	結果公表	令和 7 年 7 月 下旬予定

5. 参加申込に関すること

(1) 提出書類

	書 類 名	指定様式	備 考
1	参加申込書兼誓約書	様式第 1 号	
2	法人の定款	—	代表者名で原本証明を行うこと。
3	登記事項証明書	—	発行後 3 か月以内のもの
4	法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の各納税証明書	—	直近 1 年分のもの (発行後 3 か月以内のもの)
5	納税義務がない旨の申立書	様式第 2 号	該当ある場合

※様式外の上記 2、3、4については、項目ごとに項目番号（例：項目 2）を上部右上に記載し、提出すること。

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 1 部

(3) 提出期限

令和 7 年 6 月 27 日（金） 午後 5 時

(4) 提出先

倉吉市役所 健康福祉部 福祉課

〒682-8633 倉吉市堺町 2 丁目 253 番地 1（倉吉市役所 第二庁舎 1 階）

電話：0858-22-8118

(5) 提出方法

郵送又は持参とする。郵送の場合は、書留郵便で送付し、電話で到着の確認をとること。（期限必着）

持参する場合は、閉庁日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く、各日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（最終日は午後 5 時まで）とする。

6. 質問及び回答に関すること

実施要領について質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 質問

① 提出書類

「質問書（様式第 3 号）」

② 提出期限

令和7年6月27日（金） 午後5時

③ 提出先

倉吉市役所健康福祉部 福祉課

〒682-8633 倉吉市堺町2丁目253番地1（倉吉市役所 第二庁舎1階）

電 話：0858-22-8118

メール：fukushi@city.kurayoshi.lg.jp

④ 提出方法

電子メールでの提出とする。（期限必着）

なお、件名は「倉吉市地域活動支援センター運営事業補助対象事業者公募型プロポーザルに係る質問書（法人名）」とし、送信後は、電話連絡にて受信確認を行うこと。

(2) 回答

① 電子メールにて回答する。

② 次に掲げる事項に該当する質問は、一切受け付けない。

- ・本プロポーザルのこと以外に関する質問
- ・質問書（様式第3号）以外による質問（電話、口頭等での質問）

7. 事業計画書等に関すること

(1) 提出依頼

令和7年7月4日（金）に電子メールにより通知する。

(2) 提出書類

	書 類 名	指定様式	備 考
1	倉吉市地域活動支援センター 事業計画書	様式第4号	
2	収支予算計画書	様式第5号	

(3) 提出部数

正本1部、副本6部

(4) 提出期限

令和7年7月23日（水） 午後5時

(5) 提出先

倉吉市役所 健康福祉部 福祉課

〒682-8633 倉吉市堺町2丁目253番地1（倉吉市役所 第二庁舎1階）

電話：0858-22-8118

(6) 提出方法

持参とする。(期限必着)

受付は、閉庁日を除く、各日の午前8時30分から午後5時15分まで(最終日は午後5時まで)とする。

なお、書類等の確認を行うので、事前に電話で提出日時の予約を入れた上で、本プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)の従業員その他の関係者が直接提出すること。なお、代理人が提出する場合は、名刺等、参加者との関係が分かる書類を提示すること。

(7) 留意事項

- ① 提出書類の返却はしない。
- ② 書類の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。
- ③ 事業計画書等は、必要な範囲内において複製することがある。
- ④ 提出された書類の変更は、原則として認めない。
- ⑤ 応募状況等の問合せは、一切受け付けない。
- ⑥ 提出された書類につき、倉吉市情報公開条例(平成13年倉吉市条例第24号)の規定による開示請求があった場合は、同条例第10条の不開示情報に当たる部分を除いて、これを開示する。

8. 辞退に関すること

参加申込に関する書類を提出後、参加を辞退する場合は、「辞退届(様式第6号)」を次のように提出すること。なお、すでに受理した書類は返却しない。

(1) 提出期限

令和7年7月23日(水) 午後5時

(2) 提出方法

郵送又は持参とする。郵送の場合は、書留郵便で送付し、電話で到着の確認をとること。(期限必着)

持参する場合は、閉庁日を除く、各日の午前8時30分から午後5時15分まで(最終日は午後5時まで)とする。

9. 審査方法等

(1) 評価及び選定

本市において、「倉吉市地域活動支援センター運営事業補助対象事業者プロポーザル審査会」(以下「審査会」という。)を設置し、事業計画書及び(2)のプレゼンテーションの内容をもとに審査会の構成員(以下「審査員」という。)による評価及び選定を行う。

参加者ごとに審査基準及び配点に基づき評価し、上位1者を補助対象事業者として選定する。

評価の結果、同点の参加者が複数あった場合は、当該同点の複数の参加者について審査員による投票を行い、それらの順位を決定する。また、1の参加者の評価につき、審査員の採点平均が55点未満の場合又は同じ審査項目に0点を付けた審査員が2名以上あった場合は、当該参加者を選定しない。なお、参加者が1者の場合も評価を実施する。

(2) プレゼンテーションの実施

事前に提出された事業計画書をもとに、参加者がプレゼンテーションを行い、その内容を審査する。

① 実施日時

令和7年7月下旬を予定

(正式な日程、会場等については、別途連絡する。)

② 実施場所

別途連絡する。

③ 所要時間等

30分(説明20分程度、質疑応答10分程度)

説明者は本事業運営時の管理者予定者又は業務担当者を含め3名以内とすること。パソコン、パソコン等を接続できるプロジェクター、投影用スクリーンは本市において準備する。

④ 留意事項

事前に提出した事業計画書等を用いて説明すること。すでに提出しているものを補足する内容の資料は、別途用いてもよい。ただし、追加案件は不可とする。

(3) 審査項目及び配点

別紙2「審査項目及び配点一覧」のとおり

(4) 結果通知

選考結果は決定後速やかにすべての参加者に通知するとともに、倉吉市ホームページにて公表する。(令和7年7月下旬を予定)

様式第 1 号

年 月 日

参加申込書兼誓約書

倉吉市長 広田 一恭 様

所 在 地

法 人 名

代表者名

印

倉吉市地域活動支援センター運営事業補助対象事業者公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）に参加を希望します。なお、当法人は、プロポーザル実施要領 3. の参加資格条件を満たしていることを誓約します。

記

連絡担当所属部署		
担当者氏名		
担当者連絡先	電話	
	F A X	
	メールアドレス	

様式第2号

年 月 日

納税義務がない旨の申立書

倉吉市長 広田 一恭 様

所在地

法人名

代表者名

印

倉吉市地域活動支援センター運営事業補助対象事業者公募型プロポーザルの参加申込に
当たり、下記のとおり申し立てます。

記

- ☐ 法人税の納税義務はありません。
- ☐ 法人市民税の納税義務はありません。
- ☐ 消費税及び地方消費税の納税義務はありません。

※該当する科目に✓を記入してください。

【納税義務がない理由】

- ☐ 収益事業を行わない社会福祉法人であるため、法人税及び法人市民税は非課税
- ☐ 消費税の課税対象となる課税取引は行っていないため、消費税及び地方消費税は非課税
- ☐ その他（ ）

様式第3号

年 月 日

質 問 書

倉吉市長 広田 一恭 様

所 在 地

法 人 名

代表者名

担当者名

電話番号

メールアドレス

倉吉市地域活動支援センター運営事業補助対象事業者公募型プロポーザル実施要領の内容について、下記のとおり質問します。

記

質問事項	
内容	

※質問は、1枚につき1問とし、簡潔に記入してください。

※質問書提出期限：令和7年6月27日（金）午後5時

※提出先メールアドレス：fukushi@city.kurayoshi.lg.jp

※送信メールの件名は「倉吉市地域活動支援センター運営事業補助対象事業者公募型プロポーザルに係る質問書（法人名）」としてください。

様式第 4 号

倉吉市地域活動支援センター事業計画書

法人名	
1 応募動機	
2 障害者支援に対する基本的な考え方（理念や方針）	
3 センター運営に活かせるこれまでの運営実績	
4 事業実施場所・設備（障害者への配慮等）、開所日数・開所時間	
5 人員配置体制	
6 職員研修	
7 利用者確保の方法や見込、センター周知方法	
8 関係機関との連携体制	
9 人権擁護・虐待防止	
10 苦情処理	

11 個人情報保護・情報公開
12 災害・事故・防犯対策
13 衛生管理及び感染症対策

※同内容であれば書式は問いません。

※その他資料があれば添付していただいて構いません。

具体的な業務内容について

1 地域活動支援センターとしての役割（取組方針など）
2 創作活動の場の提供
3 主体的・意欲的に取り組める作業内容等の指導
4 地域住民との交流、社会参加のための支援
5 生活情報等の提供
6 家族への支援

様式第 5 号

収支予算計画書

収入の部 (円)

項目	令和 7 年度	備考
法人負担		
合計		

支出の部 (円)

項目	令和 7 年度	備考
人件費		
給料		
賞与		
法定福利費		
退職給付費		
通勤費		
福利厚生費		
事業費		
諸謝金		
印刷製本費		
会議費		
旅費		
車両費		
通信運搬費		
消耗品費		
備品費		
修繕費		
水道光熱費		
賃借料		
保険料		
諸会費		
手数料		
雑費		
合計		

※必要に応じて積算内訳を添付してください。

※本様式で不足する項目がある場合、任意に追加してください。

様式第 6 号

年 月 日

辞 退 届

倉吉市長 広田 一恭 様

所 在 地

法 人 名

代表者名

印

倉吉市地域活動支援センター運営事業補助対象事業者公募型プロポーザルについて参加
申込書を提出しましたが、次の理由により辞退します。

記

理 由	
-----	--

倉吉市地域活動支援センター運営事業実施基準

1. 事業目的

この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項第 9 号の規定に基づき、ひきこもり状態の人や障がいのある人等に対して、地域において自立した生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図り、日常生活又は社会生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うこと及び利用者の福祉の向上を図るために必要な業務を行うことを目的とする。

2. 事業内容

事業者は、地域生活支援事業実施要綱（平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定めるセンターの基礎的事業及び重層的支援体制整備事業実施要綱（令和 3 年 6 月 15 日付け子発 0615 第 10 号・社援発 0615 第 2 号・障発 0615 第 1 号・老発 0615 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長・厚生労働省老健局長通知）に定める、地域活動支援センターⅡ型の機能強化事業を実施するものとする。

（1）基礎的事業

- ア 創作活動の場の提供
- イ 障がい者が主体的・意欲的に取り組める作業内容等の指導
- ウ 地域住民との交流、社会参加のための支援
- エ 生活情報等の提供
- オ 家族への支援
- カ その他利用者の実情に応じた創意工夫に基づく支援

（2）機能強化事業

地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅の障がい者等に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施すること。

3. 人員配置

- （1）2 名以上の指導員を配置し、うち 1 名は専任とすること。
- （2）専任の施設長を 1 名配置すること。施設長は上記指導員との兼務可能。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、当該センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができる。

(3) 施設長は、障害者等の福祉の増進に熱意を有し、施設を適切に運営する能力を有すること。

(4) 基礎的事業による職員^(※1)のほか、1名以上を配置し、うち1名以上を常勤とすること。

(※1) 基礎的事業における職員配置は、2名以上とし、うち1名は専任者とする。なお、デジタル技術等を活用した業務効率化により他の事業所における職員を兼務するなど、業務に支障のない場合は、この限りでない。

4. 利用者数等

(1) 利用対象者

事業の利用対象者は、倉吉市に住所を有し、かつ居住する障がい者等で、事業の利用が必要であると認められる者とする。ただし、市が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(2) 1日当たりの利用者数

地域活動支援センターⅡ型 おおむね15名以上

5. 利用料等

利用者の負担は、原則無料とする。

ただし、創作活動等における材料費等や飲食費その他の雑費等については自己負担として実費徴収することができる。

6. 実施場所等

(1) 事業者は、障がい者等に配慮した施設、設備を整え、障がい者等の利便性が確保された場所にセンターを設置するものとする。また、4(2)の利用者数が1度に利用できるスペースがあること。

(2) 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。

7. 開所日及び閉所日等

(1) 開所日 原則として月17日以上

(2) 開所時間 原則として1日6時間以上開所すること。

8. その他留意事項

(1) 事業の実施にあたっては、鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例(鳥取県条例第73条)を遵守すること。

別紙2

(審査員1人につき)

審査項目	審査基準	配点
応募動機、 運営における理念・方針	応募した動機及び事業を実施していくうえでの理念・方針は適切か。	15
運営実績・収支計画の適応性	センターの運営に活かせる業務実績はあるか。 継続的に安定して運営することができるか。 収支計画は、提案内容に無理がなく実現可能な計画になっているか。	10
事業実施場所・設備、 開所日、開所時間	事業実施場所は障害者等に配慮した施設、設備であるか。 利便性が確保された場所に設置されるか。 開所日、開設時間は利用者のニーズを反映させたものになっているか。	10
職員の配置（職員の確保）及び職員の資質向上の取組	職員等の確保・配置計画、人材育成等の職員の資質向上の取組は適当であるか。	10
利用者確保の方法・定員充足の見込	センターの周知方法、関係機関との連携等の取組は適切か。 見込に具体的な根拠はあるか。	5
虐待防止及び危機管理の取組	障害者虐待防止の取組、苦情処理体制、個人情報等の取扱、災害時の対応など、利用者の安全・衛生が確保されているか。	5
業務の理解度	提案内容が、本市の求めるセンターの役割と機能を踏まえたものとなっているか。	20
創作活動の場の提供	各機能が具体的で実現可能な内容となっているか。	5
主体的・意欲的に取り組める作業内容等の指導		5
地域住民との交流、 社会参加のための支援		5
生活情報等の提供		5
家族への支援		5
合 計		100